

## 人工知能（AI）を活用した児童虐待対応支援システムの 調達にかかる情報提供依頼（RFI）

### 1 背景

近年、児童虐待は増加の一途をたどり、大きな社会問題となっています。

三重県は、平成13年度に児童相談所児童記録システムを導入して児童記録を管理するとともに、平成24年度に発生した児童虐待の重篤事例をうけ、リスクアセスメントシートを開発し、平成26年度から運用してきました。

今回、児童相談所の一時保護の判断の適正化、迅速化を図ること等を目的として、人工知能（AI）を活用した新しい児童虐待対応支援システムを令和2年7月から導入しました。

当県が導入したシステム以外に、新たにAIを活用した児童虐待対応支援システムが開発されていれば、システム更新検討の参考としたいため、情報提供をお願いするものです。

新システムは、令和3年4月1日から利用することが可能であること、また児童相談時間に応じて長時間安定して動作することが求められます。

### 2 情報提供を依頼する目的

今回の情報提供依頼は、人工知能（AI）を活用した児童虐待対応支援システムのソフトウェアについて、機能、性能及び保守にかかる最新情報とともに、導入にかかる費用の把握を目的としています。

主な項目は以下のとおりです。

- ・人工知能（AI）に児童相談所児童記録システムに蓄積された過去事例を学習させ、虐待事案の分析と説明、一時保護等に要する日数などの未来予測を提示し、適切な支援が比較できるかたちで明示する。
- ・電話相談受付時に、相談記録をチェックする機能を搭載し、聞き取り漏れを防止する。
- ・三重県が開発したリスクアセスメントシートの各項目をチェックすることにより、過去事例から児童の安全確保に向けた指標を数値で明示する。
- ・児童相談対応日数を予測し、職員の労務マネジメントを実施する。
- ・三重県児童相談センターが所有するタブレット端末と別途契約する回線を

使用して、職員間の情報共有の迅速化をはかる。タブレット端末から新システムへのアクセスは、閉域ネットワークでアクセスし、端末側には情報を残さないこととする。

- ・既存の児童相談所児童記録システムとデータ連携する。

### 3 情報提供いただきたい内容

- (1) 別添「仕様書」を参考に、システムの機能及び保守方法等を提案してください。あわせて、費用の概算見積りを提出してください。
- (2) 提案にあたり前提条件がある場合は、その旨を明記してください。
- (3) 導入費用または保守費用の縮減等であれば、要件に記載していないことであっても提案してください。
- (4) 提示した要件及び調達範囲につきましては、発注時の状況により変化するため、そのまま適用するとは限りませんので、あらかじめご了承ください。

### 4 記載事項

- (1) 情報提供者の会社概要
- (2) システムの名称
- (3) システム構築の概算額
- (4) 保守に関する内容及び価格
- (5) 現行の調達仕様について、数年以内に陳腐化が予想される項目
- (6) 必要となるハードウェア及び回線性能

### 5 提案手続について

- (1) 提出期限 令和3年3月10日(水)13時まで  
期限延長を希望される場合にはその旨連絡ください。
- (2) 提出先 三重県児童相談センター 児童相談強化支援室
- (3) 提出方法 持参、メールまたは郵送  
[注意]  
ア 本県のメールシステムは1通あたり7Mバイト(エンコード前)まで受信可能です。  
イ スпам等に自動判定された場合にはメールを開封できないため、修正と再送をお願いすることがあります。
- (4) 提出物 情報提供資料及び見積書を提出してください。  
[注意]  
情報提供資料について

- ・提出物の形態は、電子媒体一式とします。
- ・様式は、貴社の任意様式とし、枚数の指定はありません。(ただし、印刷時の様式サイズは A4 または A3 とします。用紙の向きの指定はありません。)
- ・資料の一部として製品パンフレットを活用いただいても構いません。

#### 見積書について

- ・見積書は、貴社の任意様式を使用し、初期費用と保守費用(ともに概算額)を記載してください。
- ・印刷物の用紙サイズは原則 A4 とします。印刷の向きの指定はありません。

## 6 注意事項

- (1) 本資料による情報提供及び見積りの依頼については、今後の契約に関する意味を持つものではなく、将来の発注や契約を約束するものではありません。
- (2) 提供いただいた情報については、当組織内で使用するものであり、情報提供者の断りなく第三者への配布は行いません。ただし、三重県情報公開条例(平成 20 年 12 月 5 日条例第 54 号)で定義する公文書になりますので開示請求があった場合は、請求者に対して開示を行います。そのため、企業秘密等に該当し、非開示とする必要がある箇所については、その旨を記載してください。
- (3) 本件見積書及び提案書一式については、返却いたしませんので、ご了承ください。
- (4) 本件見積りにかかる諸費用一切については、負担ください。
- (5) 提供いただいた情報・資料に関して、後日問い合わせ及び資料追加の依頼を行う場合があります。
- (6) 本件にかかる県からの全ての情報については、第三者に対して開示または漏洩しないようお願いします。

## 7 本件に関する対応窓口

三重県児童相談センター 児童相談強化支援室 担当 村田

住所 〒514-0113 三重県津市一身田大古曾 6 9 4 - 1

電話番号 059-231-5911

電子メール [jidoucen@pref.mie.lg.jp](mailto:jidoucen@pref.mie.lg.jp)

本件に関する質問、問い合わせは、原則電子メールにてお願いします。